

加齢性難聴者の補聴器購入への補助について

保健福祉部高齢者活躍支援課

1 背景

近年、日本国内において「認知症と難聴（耳の聞こえ）」に関する研究が行われている。
また、国際的にも同様の研究が行われている状況である。

○難聴と認知症に関する臨床研究：補聴器を用いた認知症予防への展望（2020年）

【適切な補聴器の導入が認知症の発症を軽減させうる可能性を示している】

○中等度難聴の地域在住の日本人高齢者における補聴器の使用と認知との縦の関連性（2021年）

【中等度難聴のある高齢者では、補聴器の使用が一般的知識の低下に対する保護効果をもたらす可能性がある】

○ランセット委員会（世界の認知症の権威からなる委員会）（2017年,2020年）

【12の認知症危険因子を取り上げた】

45歳未満 ・ 教育

45歳～65歳

- ・ 難聴
- ・ 頭部外傷
- ・ 高血圧
- ・ 過度の飲酒
- ・ 肥満

66歳以上

- ・ 喫煙
- ・ うつ病
- ・ 社会的孤立
- ・ 運動不足
- ・ 大気汚染
- ・ 糖尿病

○WHO（2020年）

【認知機能低下および認知症のリスク低減に関するWHOガイドラインを公開】

・ 認知症予防のための具体的な介入方法12項目

- (1) 運動介入 (2) 禁煙介入 (3) 栄養介入 (4) アルコール使用障害
- (5) 認知機能への介入（認知トレーニング） (6) 社会活動の勧め (7) 体重の管理
- (8) 高血圧症の管理 (9) 糖尿病の管理 (10) 脂質異常症の管理 (11) うつ病の管理 (12) 難聴の管理

※「認知症のリスク軽減のために補聴器使用を推奨するには、エビデンスが不十分である」とされている。

2 難聴の程度分類

難聴は「軽度」「中等度」「高度」「重度」の4つに分類される。

難聴の程度分類	聴力レベル(db)	自覚内容
正常	30db未満	—
軽度難聴	30db以上 50db未満	・小さな音や騒音がある中での会話の聞き間違いや、聞き取りにくさを感じる ・テレビの音を大きくする
中等度難聴	50db以上 70db未満	・普通の大きさの会話での聞き間違いや聞き取りにくさを感じる ・近くの自動車の音にやっと気づく
高度難聴	70db以上 90db未満	・非常に大きい声か、補聴器を装用しないと会話が聞こえない。聞こえても聞き取りに限界がある ・商店街などの騒音がやっと聞こえる
重度難聴	90db以上	・補聴器でも聞き取れないことが多い ・日常音はほとんど聞こえない

身体障害者手帳取得 → 補装具として補聴器の給付(※原則1割自己負担)

※所得によって異なる

補聴器購入は自己負担

3 国の提言

令和2年度に実施した国の「老人保健健康増進等事業」では、自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究がなされ、以下の提言がなされている。

- 1 難聴を早期発見する仕組みを構築すること
- 2 難聴が疑われたときに、医療機関への受診勧奨できるように耳鼻咽喉科医との連携の仕組みを整えること
- 3 受診勧奨から適切な補聴器利用のために、補聴器相談医や認定補聴器技能者の周知を図ること
- 4 補聴器装用後、装用を継続するために難聴高齢者のフォローを行うこと
- 5 難聴高齢者への戦略的な支援スキームの検討が必要

(1) これまでの市議会や要望等の経緯

① 市議会定例会

- ・一般質問・・・令和元年6月議会から令和6年6月議会まで(8回)

〈答弁内容〉

補聴器に対する補助制度ありきではなく、加齢性難聴者の把握の仕組みや、検診・受診勧奨の在り方、補聴器利用・助成の在り方等について一体的に捉え、関係課により調査・研究していく。

- ・請願・・・令和5年6月定例会 ⇒ 不採択

② 各種団体

- ・四医師会との行政懇談会・・・補助制度を創設するよう議題提出された
(令和4・5年度)
- ・生活と健康を守る会・・・市独自の補助制度創設の要望

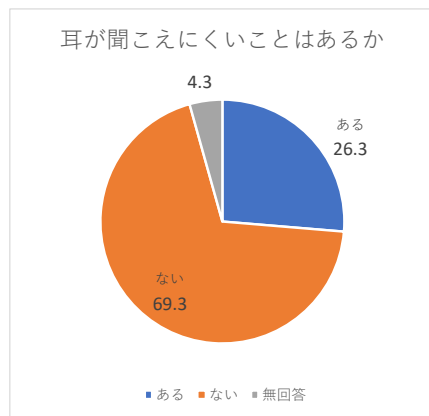
③ 要望書の提出

- ・長野県市長会より、各政党長野県支部へ提出
- ・全国市長会より、国に対して提言(令和4・5・6年度)

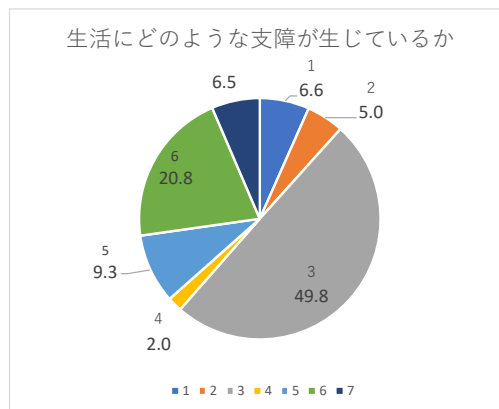
(2) 加齢性難聴者の状況

令和5年1月に『シニア一般調査』実施→ 調査項目の中に「耳の聞こえ」に関する設問を設定した。

※調査対象者 要介護認定を受けていない（又はサービスを受けていない）60歳以上
無作為抽出 3,000人 回収数 2,120 回収率 70.7%



「ある」と
回答



1 相手の声が聞こえにくく、人と会うことを避けている

2 相手の声が聞こえにくく、仕事やサークルへ行きづらい(行くのをやめてしまった)

3 電話口の声やインターホン、テレビの音が聞こえにくい

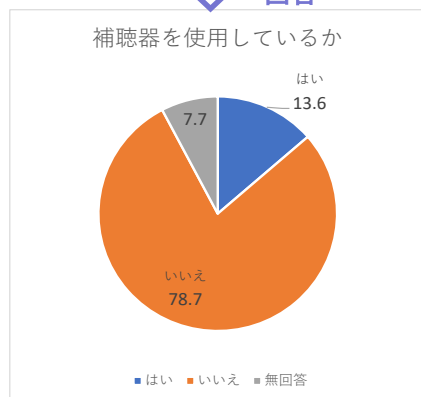
4 外出時、車や自転車の音が聞こえにくく、危険を察知しづらい

5 その他

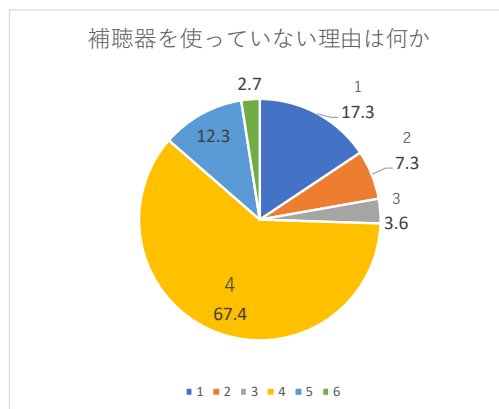
6 特にない

7 無回答

「ある」と
回答



「いいえ」と
回答



1 高額で購入できない

2 持っているが使いづらい

3 持っているが耳に合わない

4 特に必要と感じない

5 その他

6 無回答

『日常生活に大きな支障が無い』と補聴器を利用していない加齢性難聴者は相当数いると見込まれる

5 他自治体の助成制度の状況

中核市62市中、補聴器購入に対する助成を実施している市は11市（令和6年7月時点）

- | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|---|---------|------------------------------|--|---------|----|--|---------|----|--|------|---|
| 【実施市】 | ・ 山形市、宇都宮市、前橋市、越谷市、船橋市、明石市、和歌山市、那覇市
川口市、岡崎市、下関市 | | | | | | | | | | | | |
| 【対象年齢】 | ・ 65歳以上（「おおむね65歳以上」…1市） | | | | | | | | | | | | |
| 【対象条件】 | ・ 聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていないこと（全市）
・ 市民税非課税世帯等の設定、聴力レベルの設定、医師による証明などを求めている。 | | | | | | | | | | | | |
| 【補助額】 | <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">・ 上限</td> <td>20,000円</td> <td>5市（うち1市 片耳20,000円 両耳40,000円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25,000円</td> <td>2市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30,000円</td> <td>3市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>現物支給</td> <td>1市・・片耳30,000円程の補聴器支給に対し、前年の
所得税額により自己負担額あり</td> </tr> </table> | ・ 上限 | 20,000円 | 5市（うち1市 片耳20,000円 両耳40,000円） | | 25,000円 | 2市 | | 30,000円 | 3市 | | 現物支給 | 1市・・片耳30,000円程の補聴器支給に対し、前年の
所得税額により自己負担額あり |
| ・ 上限 | 20,000円 | 5市（うち1市 片耳20,000円 両耳40,000円） | | | | | | | | | | | |
| | 25,000円 | 2市 | | | | | | | | | | | |
| | 30,000円 | 3市 | | | | | | | | | | | |
| | 現物支給 | 1市・・片耳30,000円程の補聴器支給に対し、前年の
所得税額により自己負担額あり | | | | | | | | | | | |

長野県内で、補聴器購入に対する助成を実施してる市は4市（令和6年4月時点）

- | | |
|---------------|---|
| 【実施市】 | 伊那市、大町市、飯山市、諏訪市 |
| 【対象年齢】 | ・ 18歳以上 2市、65歳以上 2市 |
| 【対象条件】 | ・ 聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていないこと（全市）
・ 非課税の要件はない…市民税所得割が一定の基準金額以下
・ 医師による証明などを求めている。 |
| 【補助額】 | ・ 上限 30,000円 |

〈参考〉他自治体の実施状況

	練馬区	前橋市	船橋市	大町市
対象要件	・65歳以上 ・住民税非課税世帯 ・耳鼻咽喉科医の意見書を得られる →両耳の聴力レベル 40dB以上70db未満 ・身体障害者手帳(聴覚障害)未所持で、交付対象にならない	・65歳以上 ・住民税非課税世帯 ・耳鼻咽喉科医の意見書を提出 →両耳の聴力レベル 40dB以上で、身体障害者手帳の交付対象にならない ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付されていない ・過去に前橋市自立高齢者日常生活用具給付事業による補聴器又は助聴器の給付を受けていない	・65歳以上 ・所得税非課税世帯 ・医師により補聴器の使用が必要である証明がある ・聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていない	・65歳以上 ・耳鼻咽喉科の医師により補聴器の装用が必要であると診断されている ・市税を滞納していない ・すべての世帯員の中に市民税所得割が46万円以上の人がいない ・聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていない
補助金額	25,000円を上限 (上限額に満たない場合は購入額) 1人1回限り	25,000円と補聴器購入に必要な費用のいずれか低い額 1人1回限り	30,000円を上限 (上限額に満たない場合は購入額) 1人1回限り	購入費用の3分の1の額とし、30,000円を上限 (住民税非課税世帯の場合、購入費用の3分の2の額とし30,000円を上限)
交付実績 (令和5年度)	183件	55件	156件	45件
人口 (65歳人口)	740,595人 (162,854人) 令和5年10月1日現在	328,996人 (99,541人) 令和6年3月31日現在	648,594人 (155,293人) 令和6年4月1日現在	18,161人 (7,290人) 令和6年4月1日現在

6 今後のスケジュール

日 付	内 容
令和6年 7月18日	社会福祉審議会 諮問 令和6年度第2回老人福祉専門分科会 ・加齢性難聴者に対する背景、国の提言、本市の状況、 他自治体の助成制度等説明 → 各委員の意見聴取
令和6年 8月19日	令和6年度第3回老人福祉分科会 ・前回分科会での意見集約 → 答申(案)の協議
令和6年 10月末	社会福祉審議会 答申
令和6年 11月～	・事業実施の検討 → 関係各所(医師会、販売事業者)と協議、調整等 ・庁内調整 → 関係課協議、予算、要綱等
令和7年度	事業実施の場合は可能な限り早期実施